

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

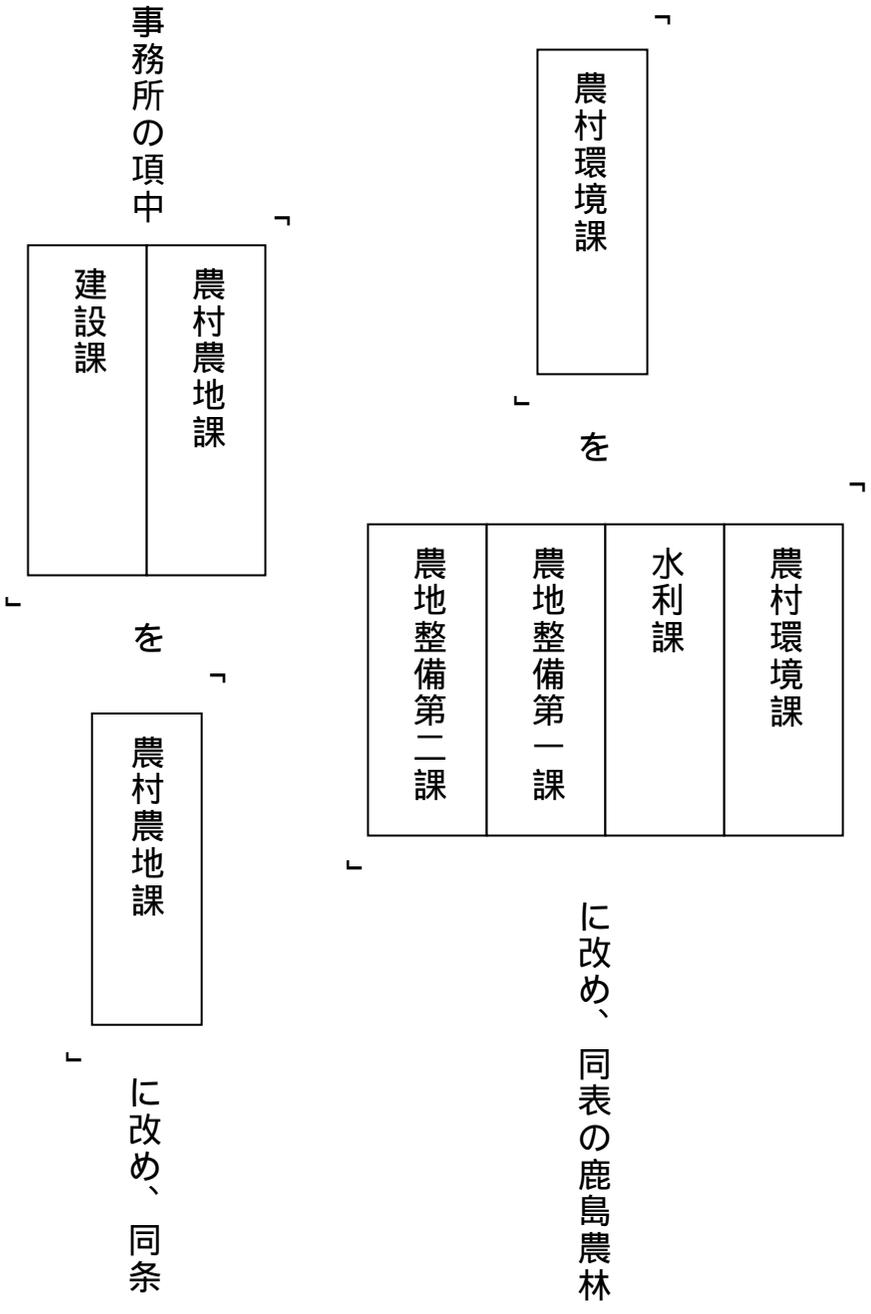
佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十一号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表の佐賀中部農林事務所の項中



第二項及び第三項を削る。

第四条第一項の総務課の分掌事務の第十五号中、第九条第一項第十二号の六の下に「及び第十三号」を、「こと」の下に「（鳥栖農林事務所を除く。）」を加え、同課の分掌事務の第十六号中「徴収」の下に「並びに管理」を加え、同課

の分掌事務の第二十二号中「及び室」を削り、同条第二項第八号中「県営緊急生産調整推進排水対策特別事業」を「地域水田農業支援排水対策特別事業」に改め、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 県営ため池等整備事業に関すること。

第四条第二項第十九号の二中「施設整備及び」を「施設の整備、維持及び修繕並びに」に改め、同条第三項中「筑後川開発室各課」を「の水利課、農地整備第一課及び農地整備第二課」に改め、同項の水利課の分掌事務の第一号中「国営筑後川下流土地改良事業」を「国営・水資源機構営筑後川下流土地改良事業」に改め、同課の分掌事務に次の一号を加える。

六 団体営事業（国営事業関連）の指導に関すること。

第四条第四項第八号中「（鹿島農林事務所の県営広域農道整備事業を除く。）」を削り、同項第十二号中「国営・公団営筑後川下流土地改良事業の推進」を「国営・水資源機構営筑後川下流土地改良事業の調査推進」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二 国営総合農地防災事業の調査推進に関すること（鳥栖農林事務所に限る。）。

第四条第四項第十四号中「県営緊急生産調整推進排水対策特別事業」を「地域水田農業支援排水対策特別事業」に改め、同条第五項に次の一号を加える。

六 団体営事業（国営事業関連）の指導に関すること。

第四条第六項を削る。

第六条第四項を削る。

第七条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第九条第一項第六号中「及び検査」を削り、同項第十二号の五中「施設整備及び」を「施設の整備、維持及び修繕並びに」に改め、「こと」の下に「（佐賀

中部農林事務所及び唐津農林事務所に限る。）」を加え、同項第十二号の六中、「こ  
と」の下に「（鳥栖農林事務所を除く。）」を加え、同項第十二号の七中、「徴収」  
の下に「並びに管理」を加え、同項第十三号中「農林水産省農村振興局及び水  
産庁所管の部分に限る。）」を削り、「こと」の下に「（鳥栖農林事務所を除く。）」  
を加え、同条第二項中「課長」を「副所長、課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。